

# 洋上風力事業を完遂させるための新たな公募制度についての提言



2025年12月3日

一般社団法人 日本風力発電協会  
(Japan Wind Power Association : JWPA)  
<https://jwpa.jp>

# 公募制度の見直しの方針について

- 前回合同会議において事務局案として示された公募制度見直しの目的（＝事業完遂が可能な計画を高く評価する）については賛同いたします。
- 公募制度見直しの各種方針I.～VI.に関しても大筋は賛同いたします。  
I.～VI.に個別要望・提言事項があるものは、その主な内容を本日意見させて頂きます。
- 公募制度見直しの今後の具体的検討におきまして、制度詳細は方針と同等に重要であるところ、今後の詳細設計においても、継続してご相談をさせて頂きたく、お願い申し上げます。

第39回合同会議資料3 P.1より抜粋（赤字はJWPA追記）

- 上記を踏まえ、**黎明期にある我が国の洋上風力の導入を確実なものとする観点から、引き続きコスト低減は重視しつつ、事業完遂が可能な計画を高く評価するため**、今後の公募制度について、以下の方針で見直すことをとしてはどうか。

- I. 事業実現性評価点の配点の見直し →大筋賛同。
- II. より精緻な事業実現性の採点 →大筋賛同。個別要望・提案あり(P3)
- III. 迅速性の配点の引下げとスケジュールの柔軟性の確保 →大筋賛同。
- IV. 適切な供給価格での入札がされるための価格点の設計 →大筋賛同。個別要望・提案あり(P4-7)
- V. 落札制限の適用 →大筋賛同。
- VI. 選定事業者が撤退した際のルール設定 →大筋賛同。無償データの提供範囲や、有償提供すべきデータの有無などは継続協議を希望。

事業者選定と供給価格の決定を別途行う2段階方式の導入  
→このような中長期的な課題については、引き続きご相談させていただきたい。

# I.～VI.に関する主な要望・提言事項

## Ⅱ. より精緻な事業実現性の採点

### 前回合同会議事務局案

### JWPAからの要望・提言

(P.4) 第1ラウンドの事業撤退の要因分析において、事業実現性が相対的に過小評価され得る点が挙げられたが、今般、事業実現性評価において、より精緻な採点を行うために、評価区分を廃止し、数百に及ぶチェック項目ごとの積上げ式にすることとしてはどうか。

- チェック項目ごとの積上げ方式により、事業者が着目すべきポイントが明確化され、効率的かつ納得性の高い評価が期待できると考える。また、より精緻な採点により、実質的な検討努力が適切に反映されるため、ご提案内容に賛同する。
- 具体的なチェック項目の設定にあたっては、公募制度の目指す方向性（事業完遂が可能な計画を高く評価する）に即した内容となるよう、ご相談させていただきたい。

(P.4) 当該記載内容をより詳細又は具体的に検討しているか、また、その内容が適切であるかをチェックする高度な基準を設ける。

- 評価にあたっては、提出された事業計画の実現性を適切に検証できるよう、評価者側のチェック機能を十分に整備することが重要である。無理な事業計画を提示した事業者を的確に見極める体制の構築を求めたい。具体的には現に洋上風力事業の経験を有する者や洋上工事のプロジェクトマネジメントに通じた評価者等の専門家を入れることが望ましい。
- 特に、迅速性の評価については、上記のような適切な体制が必要。

# IV. 適切な供給価格での入札がされる価格点の設計 下限価格について (1/3)

- 供給価格下限額（下限価格）を設定頂くことについては賛同する。
- 事業完遂のため、下限価格（および上限価格）の設定については、以下を考慮頂きたい。
  1. 下限価格の公開
  2. 上限価格と下限価格の価格水準（事業者の創意工夫の織り込み方についてを含む）
  3. 海域毎の特性を考慮した上限・下限価格の設定

第39回合同会議資料3 P.13より抜粋（赤字はJWPA追記）

- しかし、第1ラウンドの撤退の要因分析によれば、世界的なインフレ等による大幅なコスト増加が生じていることに加え、それを賄うだけの高額な価格水準で長期PPAを締結できるオフェイラーの確保は困難と考えられることから、事業の完遂のためには、適切な供給価格での入札がされるよう価格点の設計を見直すことが不可欠である。→賛同
- そこで、事業完遂のために必要と考えられる水準を前提とした上で、事業者が現実的な創意工夫を講じた場合の価格水準として、新たに供給価格下限額を設定する。→現在は、現実的な事業者の創意工夫は極めて限定的

第39回合同会議資料3 P.14より抜粋（赤字はJWPA追記）

- 具体的には、調達価格等算定委員会の意見を尊重して設定される供給価格上限額に対し、事業者の現実的な創意工夫を織り込んだ価格を供給価格下限額として設定し、供給価格上限額を上回る入札価格を札入れした場合と同様に、供給価格下限額を下回る入札価格を札入れした場合は失格としてはどうか。→同上
- 現実的な創意工夫による効果は、今後、洋上風力の産業基盤や長期PPA市場の成熟に伴って、運転期間の延長等による発電コストの更なる低減や長期PPAの締結先の確保等が可能となると見込まれることを踏まえ、各公募占用指針において、その時点の事業環境に応じて設定することとしてはどうか。→下限価格は公募時に公表頂きた

→事業者の創意工夫を無理に下限価格に織り込む（上限価格と差を設ける）ことは、下限価格が過剰に低下する懸念あり

# IV. 適切な供給価格での入札がされる価格点の設計 下限価格について (2/3)

<JWPAからの要望・提言>

## 1. 下限価格の公表

- 公募参加者にとっての不確実性を軽減するため、上限価格同様、下限価格は公募時に公表頂きたい。

## 2. 上限価格と下限価格の価格水準

- 入札価格は下限価格近傍に集中する可能性が高く、下限価格が過度に低い水準で設定されると、事業の実現性が損なわされることを懸念。したがい、下記考察を踏まえ、下限価格のFIP基準価格で十分に事業が成立する水準で設定して頂きたい。
- 現実的な事業者の創意工夫が極めて限定的である現状において、無理に下限価格に織り込む（上限価格と差を設ける）ことは、事業実現性の観点から回避すべきと考える。

**現在の事業環境では、創意工夫を講じた価格低減の実現性自体が不確実**

### 考察1：CAPEX・OPEX面での事業者創意工夫

- 国内では、事業実績が乏しく、中～大規模案件の完工実績がないため、業界内に十分な知見が蓄積されていない。この状況下、公募において事業者間でCAPEX・OPEXの低減を競い合うと、十分な予備費を含む事業費を確保できず事業実施段階でコストオーバーランに陥り、期待通りのサプライチェーン形成を図れないリスクや、最悪の場合事業撤退に追い込まれるリスクが高まる。

### 考察2：収入面での事業者創意工夫

- 創意工夫のひとつとしてCPPA締結が考えられるが、価格水準・ボリュームの両面から経済性を満たすCPPA契約の確保を見込むのは難しいのが実状(詳細は参考資料1参照)。現行FIP制度の下では、FIP + CPPAではファイナンスがつかない恐れ。
- この状況下、一定水準でのCPPA締結を織り込み下限価格を設定すると、実際にはCPPAを締結できないかもしれないリスクならびにファイナンスがつかないリスクを抱えつつ下限価格で応札する事業者が現れ、事業遂行できないリスクが高まる。

# (参考資料1) 洋上風力におけるCPPA市場の状況

## ■現在の洋上風力のCPPA市場の状況

### (需要家の厚み)

- 多くの需要家にとって、Scope2削減による明確な経済的メリットが乏しく、再エネの価値を積極的に評価する需要家は一部に限られているため、十分な厚みがないのが実状である。

### (CPPA以外の手段での再エネ価値の確保)

- 現在、需要家は、洋上風力のCPPAよりも相当程度低い水準で、FIT非化石証書や各小売電気事業者の再エネメニューで再エネ価値を確保することが可能である。

### (太陽光との比較における洋上風力の価値)

- 洋上風力は太陽光に比べて一日を通して発電でき、大規模な導入が可能であるという利点があるが、こうした洋上風力の価値は、CPPAの市場で十分に評価・価格反映されていないのが実状である。

### (需要家から見た再エネ価値の中長期的な見通し)

- 将来の再エネ価値に関する具体的な指標等がない中、需要家は、再エネ価値が中長期的に上昇するという見通しを持ちにくくなっている。

### (まとめ)

- 上記の状況の中、現状、相対的に価格水準が高く、かつ、規模も大きな洋上風力について、価格水準・ボリューム両面から経済性を満たすCPPA契約の確保を見込むのは難しいのが実状であり、実際、再エネ導入に積極的な一部の需要家でさえ、判断を留保している状況である。

## ■FIP基準価格設定時における取り扱い

- 上記のCPPA市場の状況を踏まえると、FIP基準価格（下限価格）を設定する際に、予め、一定水準でのCPPA締結を織り込むことは、市場の実態を反映していないことになる。
- 従って、FIP基準価格は、CPPA締結を前提にせず、実勢に見合う水準を設定頂きたいと考えている。

# IV. 適切な供給価格での入札がされる価格点の設計 下限価格について (3/3)

## <JWPAからの要望・提言>

### 3. 海域毎の特性を考慮した上限・下限価格の設定

- 促進区域となる条件が整った海域において、価格設定によって事業遂行の蓋然性が損なわれることを避けるため、海域特性に見合った上限・下限価格を、促進区域毎に設定して頂きたい。
- 風況等が主要要素となる設備利用率 1つをとっても条件が違えば大きく異なり、これによって発電量が増減するため、売電単価に差異が生じる。また、地盤・海象条件や離岸距離、自営線距離、国内の整備港湾の現況仕様や建設工事用船舶の数および仕様など様々な海域特有の条件・制約によってCAPEXやOPEX等のコスト面も大きな差異が生じる。
- 将来的にはコスト効率の良い海域のみを促進区域とする考え方もあり得るもの、案件導入を通じたコスト低減に向け、促進区域化可能な海域においては出来る限り事業化を進めたいとの考えから、上記を提案している。

# 業界内で意見が異なる論点

以下3点は、業界内でも立場や方針の違いにより意見が異なる論点のため、今後の詳細検討にあたっては慎重な議論をお願いしたい。

## (事務局方針Ⅱ. より精緻な事業実現性の採点)

### 1. 国内調達比率やサプライチェーン形成計画のコミットメントについて

主に事業者とサプライヤーの立場の違いによる意見の違いがあるため、慎重な検討をお願いしたい。

- ・【意見1】国とともに産業基盤形成の主体である事業者が公募でコミットするべき。
- ・【意見2】現時点では国内サプライチェーンが確立されていないため公募で得点差を設けるべきではない。  
国内サプライチェーンの育成は、洋上風力政策の重要な一部ではあるが、再エネ海域利用法とは異なる政策目標のため、公募制度としてではなく別途の産業政策での対応が必要(ティンバーゲンの定理)。

## (事務局方針Ⅲ. 迅速性の配点の引下げとスケジュールの柔軟性の確保)

### 2. サプライヤー選定の柔軟性について

上記1と同様、が主に事業者とサプライヤーの立場の違いによる意見の違いがあり、慎重な検討をお願いしたい。

- ・【意見1】実施時期、量、引き合いの有無が不確実な状態で、サプライヤー設備投資の判断をする事は困難。産業育成策の一つとして、公募占用計画においては、サプライヤーの採用に向けた一定のコミットメントは必要。
- ・【意見2】調達先については、柔軟な計画を立てることができるほうが、競争による価格交渉力も生じるので、事業完遂・コスト低減につながりやすい。事業計画柔軟化の一案として、複数の風車機種やコントラクターを記載し、候補内の変更を可能とするべき。

### 3. 迅速性の配点について

- ・迅速性評価の配点を引き下げる、引き続き実現性に乏しい工程を提示する余地が残る点が懸念される。  
当該評価項目の廃止を含めた検討※あるいは適切な評価体制の構築が必要。  
※ 迅速性評価がなくとも、事業者には経済性確保のための早期運開のインセンティブは残る。

# JWPA会員企業から提示されたそのほかの提案

## その他の主要な意見

| 大分類                         | 中分類          | 提言  |
|-----------------------------|--------------|---|
| Ⅱ. より精緻な事業実現性の採点            | 評価・審査方法      | 評価基準と評価の視点の見直しに当たって、外部環境変化に対応できる柔軟な計画の必要性も踏まえ、洋上風力事業や洋上作業などの複雑な洋上開発プロジェクトを理解しているコンサル等も起用して見直したほうが良い。また、そのようなコンサル等を選定できるよう実績要件等を見直した方が良い。  |
| Ⅱ. より精緻な事業実現性の採点            | リスク評価        | 個別リスクシナリオの重要度に応じた重みづけ評価を導入。   |
| Ⅱ. より精緻な事業実現性の採点            | エビデンス        | 見積りや関心表明などの拘束力のないエビデンスに対する評価の在り方について継続的な意見交換をお願いしたい。見積りや関心表明は事業計画の前提として重要だが拘束力はなく、事業実現を保証しない。また計画熟度を過度に高めて拘束力あるエビデンスを示すことは、事業の柔軟性を損ない実現性を低下させる恐れがある。このようなエビデンスで計画の熟度を測り実現性を比較する考え方を見直すべき。 |
| Ⅲ. 迅速性の配点の引下げとスケジュールの柔軟性の確保 | サプライヤー選定の柔軟性 | 経産大臣とMoUを締結している風車メーカー間での選択は、評価上同一に扱い、交渉を自由に行えるようにすべき。   |